

**鳥取県教育委員会告示第21号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成22年9月17日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

名勝の部

名称	所在地又は地域
桑田氏庭園	倉吉市東仲町2595、2596、2599、2600のうち実測132.2平方メートル
高田氏庭園	倉吉市西仲町2633のうち実測63.5平方メートル